

地域活性化・公共投資臨時交付金に係る
予算の専決処分について

- ◆ 平成21年度国の一次補正予算において創設された「地域活性化・公共投資臨時交付金」に関し、社会福祉施設等耐震化事業など厚生労働省所管の基金事業の地方負担分について、市町村実施分も県に一括交付されることが昨年度末に急遽判明したことから、
- ① 21年度実施の市町村に対して同交付金の交付
 - ② 残額（22年度以降活用分）については基金への積み増し
- を行うため、次のとおり21年度補正予算の専決処分を行ったので報告する。

◎ 補正予算額： 5,785,490千円

① 21年度実施の市町村負担に対する交付（補助） 49,569千円

- ・ 社会福祉施設等耐震化事業（岡山市所管分） 31,569千円
- ・ 介護基盤緊急整備等事業（倉敷市所管分） 18,000千円

※ 併せて、繰越明許費も設定

② 地域活性化・公共投資臨時基金への積み増し 5,735,921千円

- ・ 22年度以降に活用するため基金に積立

◎ 専決日 平成22年3月31日（水）